

令和 7 年 1 0 月 2 7 日

長崎県アンテナショップ「日本橋 長崎館」取扱商品基本方針

1. 趣旨

首都圏における長崎県の情報発信・収集・誘客対策等を行うため、長崎県内の魅力ある商品を活用して集客が図れるよう、長崎県アンテナショップ「日本橋 長崎館」における取扱商品の基本方針を定める。

2. 取扱商品の必要条件

(1) 農林水産物(畜産物を含む) については長崎県内で生産、収穫されたものであること

(2) 農林水産物以外の商品(加工食品、工芸品など) については以下のいずれかに該当するものであること

商品の主要な原材料が長崎県産であり、商品の製造または加工の最終段階が長崎県内に活動の拠点を置く者(以下、県内事業者という)によって行われていること

商品の主要な原材料が長崎県産であり、県外の事業者により製造または加工された商品の場合は、商品の販売が県内事業者により行われていること

商品の主要な原材料が県外産であっても、その製造または加工の最終段階及び販売を県内事業者が行っていること

商品の主要な原材料が県外産であり県外の事業者により製造または加工された商品であっても、その企画及び販売を県内事業者が行っていること

その他、特に必要と認められるもの

(3) 食品安全基本法、食品衛生法、J A S 法(農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律)、農薬取締法、薬事法、景品表示法(不当景品類及び不当表示防止法)、計量法、J I S 規格(日本工業規格) 等、その他関係法令等に定める規定に違反していないこと

(4) 品質・衛生管理が適正に行われていること(確認のための生産情報の記録や検査記録、社内規則、製造過程の衛生管理マニュアル等の提出ができること)

(5) P L 保険(生産物賠償責任保険) もしくは一般の賠償保険等に参加し、商品が原因による事故等が発生した場合に、商品の製造者により、被害者の救済ができること

(6) 特許、新実用新案等の係争中ではない商品、或いは係争の恐れがない商品であること

- (7) 食品については、長崎県産品データベース (<https://nagasaki-sanpin-database.jp/>) に登録をしていること

3 . 取扱商品の選定基準 (次のいずれかに該当するもの)

- (1) 次の項目のそれぞれについて総合的に判断し、取扱商品を決定する
- 本物、希少性、物語性があるもの
 - 味、品質、パッケージ等が優れているもの
 - 商品や生産者のこだわり、付加価値等が伝えられるもの
 - 話題性が高いと判断されるもの
 - 長崎県のブランド価値を高めるうえでふさわしいもの
 - 市町及び団体等から推薦され、地域活力を生み出すと認められるもの
 - 長崎県が認定した「長崎四季畑」「長崎俵物」及び長崎県が行う「長崎県特産品新作展」の入賞作品であること

4 . 取扱商品の募集及び決定に係る手続等について

- (1) 出品希望者は、事業者登録書 (様式 1) 商品登録申込書 (様式 2 , 3) 企業概要
が分かる資料等、下記宛先に提出すること (提出書類については返却しない) 。なお、
食品については、「長崎県産品データベース」を利用し、事業者登録及び商品登録を
行うこととする
- (2) 上記書類の提出後、出品希望者は運営事業者にサンプル商品を提供し商談を行う
- (3) 出品希望者と運営事業者との商談の結果、運営事業者は「3 . 登録商品の選定基準」
に照らし、取扱商品を決定する。決定後は運営委員会 (運営事業者、長崎県、及び
長崎県が指定する流通事業者等で構成) において報告する。
- (4) 出品希望者には運営事業者が個別に連絡し、販売にかかる手続きを進める

5 . その他

- (1) 出品希望者は、顧客や運営アドバイザーからの意見、店舗での販売実績から得られ
る改善点等を、運営事業者からフィードバックされた場合は、商品改良に取り組む
こと
- (2) 生鮮食品など、取り扱う季節が限定され、「3 . 取扱商品の選定基準」に照らし明ら
かな商品や、県や市町が事業実施を目的として取り扱う商品等については、運営事
業者と県との協議により、販売の可否を判断する
- (3) 基本方針に定めない事項は、運営事業者と県で協議し決定する

○事業者登録書・商品登録申込書 送り先

〒103-0027

東京都中央区日本橋 2 - 1 - 3

アーバンネット日本橋二丁目ビル 1 階

日本橋長崎館

TEL 03-6262-5352

FAX 03-6262-5359

MAIL nagasaki@daynite.jp